

裁 判 所	広島高等裁判所
事 件 番 号	令和5年（ネ）第172号
事 件 名	損害賠償請求控訴事件
判決年月日	令和6年1月25日
判 示 事 項	1 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律130条の「信書の通数」の判断方法 2 1月の発信申請通数を5通までとする取扱いを受けていた受刑者が、当該月に4通の信書の発信申請をした後、信書の名宛人以外の者に対する伝言依頼を記載した信書を発信申請したという事情の下で、刑事施設の長が、受刑者が発信申請した信書に記載された伝言部分は、信書の名宛人を介して当該者に対する当該受刑者の意思を伝達しようとする文面であると判断し、当該信書は1通の信書で複数の発信をするものであり、受刑者の発信申請通数の制限を潜脱する発信を企図するものであるから、当該受刑者に当該信書を返戻し、補正させることが相当であると判断し、上記理由を説明した上で、当該信書を返戻したことに、裁量の逸脱があるとは認められず、国家賠償法1条1項の適用上違法であるとはいえないとされた事例 3 受刑者が、信書の名宛人以外の者に対して当該受刑者の意思を伝達しようとする文面を記載した便箋を信書に添付し、当該信書には、民事訴訟を提起する際の証拠書類とするために当該便箋を交付する旨を記載した上で、当該便箋を含めて1通の信書として発信申請したという事情の下で、刑事施設の長が、当該受刑者が当該信書の名宛人に当該便箋を送付する趣旨を手続上明確にさせるため、当該信書を返戻したことに、職務上の義務違反があるとは認められず、国家賠償法1条1項の適用上違法であるとはいえないとされた事例
判 決 要 旨	1 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律130条の「信書の通数」は、原則として当該信書において意思を伝達しようとする相手方の数によって判断するのが相当である。 2 〈略〉 3 〈略〉
事案の概要	本件は、A刑務所に収容中の受刑者であるX（原告・被控訴人兼控訴人）が、自己の処遇に関する信書（以下「本件信書」という。）をB弁護士に対して発信しようとしたところ、A刑務所長がその発信を認めず本件信書をXに返戻したこと及び本件信書の写しを作成したことが違法であり、これにより精神的損害を被ったとして、国に対し、国家賠償法1条1項に基づき損害賠償の支払を求めた事案である。
訟 務 月 報	70巻9号